

【推進責任者】教職総合支援センター会議

中項目	小項目	No.	点検の観点 (評価基準)	点検 実施時期	点検結果 (要改善事項の有無)	特記事項 (要改善事項、優れた取組・成果等)	根拠資料等	備考
①教育理念・学修目標	1. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画	①-1	具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか等	4年に1度 (1年目)	なし	<p>(教職総合支援センター) 大学全体及び教職課程有する各学部・大学院研究科では、それぞれのディプロマポリシーに基づいた教員養成の目標を掲げ、目標を達成するように計画が立てられていることを確認した。</p> <p>(教育学部) 教育学部は「学校現場の課題に正面から取り組み、使命感を持って子どもたちの成長に尽くすことのできる教員を養成する」とした目標や「1年次から教職・教科の専門的な学習とともに地域の学校現場を体験し、教育実習を重ねて実践的な力量を高められるカリキュラムを整備する。また、従来の両大学の教員免許種の維持とともに、両大の学術的・機能的特徴を生かした相乗効果による現代的教育課題への対応を可能とするカリキュラムを編成する。」とする計画を定めている。当該目的を達成するために、3つの方針を明確に定めるとともに、金沢大学との共同教員養成課程として、1年次からの学校体験活動や子どもとのふれあい体験により現場で学ぶ科目を配置し、またプログラミングやSDGsなども扱う先進的教育科目をはじめとした適切なカリキュラムを整備している。 令和5年度には、各科目と学修成果の到達目標との関係性について改めてカリキュラムマップの見直しを進めている。</p> <p>(教職実践開発研究科) 学校現場が抱える今日の教育課題を認識して、それらを解決するための理論と実践力を身につけるために、教育課程を体系的に編成している。さらに、スクールリーダーとして教育現場で力を發揮できることや、チーム学校、ICT教育、児童・生徒の理解など、教師として必要な資質・能力を育成するために必要な授業を設定している。 また教育課程の見直しについても不断に行っており、必要に応じてアドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーについても連動して見直しを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画 (* 富山大学ウェブサイト「教員の養成の状況についての情報」 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/teacher-training/に掲載) 教育方針 三つのポリシー (https://www.u-toyama.ac.jp/outline/3policy/policy/) 	
①教育理念・学修目標	2. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス	①-2	学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか等	4年に1度 (1年目)	なし	<p>(教職総合支援センター) 教員養成に対する目標・計画は、教職支援センター（現教職総合支援センター）全学教職課程専門会議にて審議され、教育・学生支援機構教職支援センター会議（現教職総合支援センター会議）での審議を経て決定される。また、富山県教育委員会と意見交換を図り、情報を共有するプロセスを経ていることを確認した。</p> <p>(教育学部) 教育学部設置に際し、富山県教育委員会からの「新学習指導要領への対応、いじめや不登校の問題、特別支援教育の充実に加えてボストコロナの「新たな日常」の実現など、課題が山積しています。このような課題の解決のため、より高い専門性と実践力を備えた教員の養成が重要」との要望や、富山県高等学校長協会からの「両大学の人的リソースを合わせることによる質の高い教育の提供など、両大学の特色を活かした共同教育のシナジー効果が期待」されるとの要望などを受けて「従来の両大学の教員免許種の維持とともに、両大の学術的・機能的特徴を生かした相乗効果による現代的教育課題への対応を可能とするカリキュラムを編成する。」とする計画を定めている。 なお、令和4年3月に定められた「第3期富山県教育振興基本計画」においても、「これからの中の本県の教育においては、技術革新やグローバル化など社会の変化に対応できるよう「課題解決型の教育」の展開（中略）が必要」と明記されており、本学部の目的と合致している。 また、本学と金沢大学、富山県・石川県の教育委員会と密接に連携を図るとともに教員養成に係る円滑な運営及び継続的な改善を図るために、富山県教育委員会・石川県教育委員会と富山大学、金沢大学との4者による連絡協議会（4者協議会）を定期的に開催し、意見交換を行う等、ビジョン共有を行っている。</p> <p>(教職実践開発研究科) 設置時に富山県教育委員会からの要望を踏まえ、教職大学院設置時に「富山大学と富山県教育委員会の強い連携・協働体制の下、高度な実践力・課題解決力を有する教員（スクールリーダー）を養成する」との理念・目的を定めた。また、令和4年3月に定められた「第3期富山県教育振興基本計画」においても、「これからの中の本県の教育においては、技術革新やグローバル化など社会の変化に対応できるよう「課題解決型の教育」の展開（中略）が必要」と明記されている。 教職大学院設置後、修了生の中から管理職等に昇任している者も複数名出てきており、当初の目的通りの成果を上げることができている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画 (*) <ul style="list-style-type: none"> 全学教職課程専門会議議事要旨 教職支援センター会議議事要旨 富山県教員養成ワーキンググループ議事要旨 富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標 富山大学教育学部共同教員養成課程 設置の趣旨等を記載した書類 (https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/4_toyama_kyoikugakubu_2106j_syushi.pdf) 富山大学・金沢大学共同教員養成課程設置構想に関する要望書 第3期富山県教育振興基本計画 (https://www.pref.toyama.jp/documents/25852/20220418.pdf) 富山大学・金沢大学共同教員養成課程に係る県教育委員会と大学との連携協議会（4者協議会）議事概要 教職大学院設置時基本計画書にある新設学部等の目的 富山大学教職大学院の教育課程等の設定に対する要望書 	

【推進責任者】教職総合支援センター会議

中項目	小項目	No.	点検の観点 (評価基準)	点検 実施時期	点検結果 (要改善事項の有無)	特記事項 (要改善事項、優れた取組・成果等)	根拠資料等	備考
①教育理念・学修目標	3. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	①-3	一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか等	4年に1度 (1年目)	なし	<p>（教育学部） 2023年度前期授業評価アンケートにおいて、「⑩総合的に判断して、この授業に満足した」と回答したものは、教育学部回答808件（複数学生・複数授業の総計）の平均が5段階評価で「約4.34」と高い数値を出していることからも、学生の評価は高いことがうかがえる。 なお、教育学部は令和4年度に設置した学部であり、学生の評価や社会情勢の変化等を踏まえて、完成年度を迎える令和8年度以降に改めてカリキュラム等の見直しを図ることとしており、併せて現在の目標・計画についても見直しの要否について検討していく。</p> <p>（教職実践開発研究科） 教職大学院1年生に実施した後期アンケート結果について、「大学院の講義に満足している」との問い合わせに対して6段階回答のところ、「5.93」という高い数値の回答があり、満足度の高い授業を展開できていることを把握している。また、修了生アンケートの結果において、大学院での学びの成果に係るコメントが多く寄せられ、学生の成長に寄与できていることを確認している。 なお、富山県教育委員会をはじめとし、県内学校関係者を構成員に加えた「教育課程連携協議会」を毎年開催し、富山県や学校現場が考える現状のニーズについて把握しており、近年危機管理や学校全体のマネジメントに関する科目のニーズが富山県で高まりつつある。 上記ニーズを踏まえるとともに、学生の選択の自由度を高めることを目的に、科目区分の見直しなどについて検討している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学部教務委員会議事要旨 教職実践開発研究科委員会資料 	
②授業科目・教育課程の編成実施	1. 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	②-1	複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか等	毎年	なし	教職専門科目の開設方法は法令に適合している。また、教員養成を目的とする教育学部とその他の学部での教職課程において共通に開設する授業科目も設定されており、教育学部が持つ強み・特色を生かした実施体制を構築していることを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> 教職課程認定申請書 変更届（令和5年度のカリキュラム） 富山大学ウェブサイト「教員の養成の状況についての情報」（＊） 	
②授業科目・教育課程の編成実施	5. いわゆるキャップ制の設定状況	②-5	1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか等	教育課程の内部質保証において実施	なし		<ul style="list-style-type: none"> 履修の手引き 各学部等規則 教育推進センター会議資料 富山大学大学院教職実践開発研究科規則 	
③学修成果の把握・可視化	1. 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況	③-1	成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか等	教育課程の内部質保証において実施	あり	大学院について、達成目標に則した成績評価（評語）の適用基準が定められていない。 成績評価基準を定めていないため、学生に周知されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 富山大学GPA制度に関する規則 富山大学キャンパスガイド2023 	
③学修成果の把握・可視化	2. 成績評価に関する共通理解の構築	③-2	同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか等	教育課程の内部質保証において実施	あり	大学院の修了要件となっている科目のシラバスにおいて、研究指導に相当する内容を含んでいないか点検する必要がある。 大学院において、成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて組織的な確認を行っていない。 また、教育学部において、成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、共同教育課程である金沢大学と一貫したものとして組織的な確認を行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> シラバス シラバスチェックシート シラバス作成マニュアル 成績評価の分布表 各部局における成績評価分布の目標 	
③学修成果の把握・可視化	4. 成績評価の状況	③-4	各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか等	教育課程の内部質保証において実施	あり	大学院において、成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて組織的な確認を行っていない。 また、教育学部において、成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、共同教育課程である金沢大学と一貫したものとして組織的な確認を行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> 成績評価の分布表 各部局における成績評価分布の目標 	

令和5年度教職課程自己点検結果報告書

【様式】

【推進責任者】教職総合支援センター会議

中項目	小項目		No.	点検の観点 (評価基準)	点検 実施時期	点検結果 (要改善事項の有無)	特記事項 (要改善事項、優れた取組・成果等)	根拠資料等	備考
④教職員組織	1.	職員の配置状況	④-1	教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか等	毎年	なし	学務部学務課は、全学の教員養成課程を統括し、人社系学務課は、人文学部、教育学部、人文社会芸術総合研究科、教職実践開発研究科について、芸術系総務・学務課は、芸術文化学部について、理工系学務は、理学部、工学部、都市デザイン学部、理工学研究科について教職課程の事務を所掌している。それぞれの部署には複数人の教職課程に関する知識を有した事務職員が配置されていることを確認した。	・富山大学事務組織規則 ・事務組織図 (https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/06_outline2023.pdf) ・事務職員数	
④教職員組織	3.	教員の配置の状況	④-3	教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか等	毎年	なし	教職課程認定基準で定められた必要な教職専任教員が配置できていることを確認した。	・教職課程認定申請書 ・変更届（令和5年度のカリキュラム）	
④教職員組織	5.	授業評価アンケートの実施状況	④-5	個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会で活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか等	教育課程の内部質保証において実施	なし		・授業評価アンケート	
⑤情報公表	1.	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況	⑤-1	法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか等	毎年	なし	・大学のホームページのトップページから「大学紹介→情報公開」の中に教員の養成の状況についての情報として、法令に定められた情報を不足なく掲載していることを確認した。	・富山大学ウェブサイト「教員の養成の状況についての情報」（*）	
⑤情報公表	2.	学修成果に関する情報公表の状況	⑤-2	大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか等	毎年	なし	学生アンケートによると、教員に必要な資質に関する項目では、身に付けることができたという回答がすべての項目90%を超えていることを確認した。	・令和5年度卒業者の教員免許状取得状況（*） ・令和5年度卒業者の教員への就職状況（*） ・令和5年度教員免許状取得者の自己評価（履修カルテ） ・令和5年度教員志願者等動向調査	
⑤情報公表	3.	教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	⑤-3	根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか	毎年	なし	・自己点検・評価に関する情報は、「大学トップページ→大学紹介→情報公開」の中に教員養成の状況についての情報において公開していることを確認した。	・富山大学ウェブサイト「教員の養成の状況についての情報」（*）	

※注 教職課程の自己点検・評価において、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「教科の指導法に関する科目」を「教職専門科目」という。